

しずおか食の仕事人地域活動支援事業補助金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、静岡県農林水産業振興会（以下、「振興会」という。）が実施する「しずおか食の仕事人地域活動支援事業」について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

第2 定義

- （1）この要綱において「しずおか食の仕事人地域活動支援事業」とは、静岡県が登録する「しずおか食の仕事人（以下、「食の仕事人」という。）」と連携し、食を通じて地域課題の解決に取り組む団体の活動を支援することで、地域の魅力及び県産農林水産物の利用促進や付加価値向上に繋げることを目的とする事業をいう。
- （2）この要綱において「団体」とは、3人以上で構成され、組織に関する規約等が定められているものをいう。

第3 補助対象者

主たる活動拠点が静岡県内にある団体のうち、食の仕事人と連携し、地域課題の解決に取り組む団体を対象とする。

第4 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第5 交付の申請

- （1）提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 経費明細表（様式第4-1号、4-2号）
 - オ その他振興会会長が必要と認める書類
- （2）提出期限
別に定める日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- （1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ振興会会長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（総事業費の 20 パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（２）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会会長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（３）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

（４）国、県、市町等により、別途同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている場合又は支給される見込みの場合は、補助対象外とすること。

（５）交付決定日以前に実施している事業は対象外とすること。ただし、事業の構想、計画づくり等の準備行為は行っても良いものとする。

第 7 変更の承認申請

提出書類 各 1 部

ア 変更承認申請書（様式第 5 号）

イ 変更事業計画書（様式第 2 号）

ウ 変更収支予算書（様式第 3 号）

エ 経費明細表（様式第 4－1 号、4－2 号）

オ その他振興会会長が必要と認める書類

第 8 実績報告

（１）提出書類 各 1 部

ア 実績報告書（様式第 6 号）

イ 収支決算書（様式第 3 号）

ウ 経費明細表（様式第 4－1 号、4－2 号）

エ その他振興会会長が必要と認める書類

（２）提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日（第 6 の（１）のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して 30 日を経過した日）又は別に定める日のいずれか早い日まで

第 9 請求の手続

（１）提出書類 1 部

請求書（様式第 7 号）

（２）提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して 10 日を経過した日まで

第 10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（１） 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で徐して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（２） 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（（１）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

（３） 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

（２）に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（（１）又は（２）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 8 号）により速やかに振興会会長に報告するとともに、振興会会長の返還命令を受けてこれを振興会に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別 表

補助の対象		補助率 (額)									
事業の内容	経費										
第3に該当する団体が、以下の活動内容のいずれかに取り組み、地域の魅力及び県産農林水産物の利用促進や付加価値向上に繋げることを目的とした、次の事業要件を全て満たすもの。 <活動内容> <table><tr><td rowspan="2">地域 活性化</td><td>(1) 新商品開発に向けた活動</td></tr><tr><td>(2) ガストロノミーツーリズムの推進に向けた活動</td></tr><tr><td rowspan="3">地域の 持続 可能性</td><td>(1) フードロスの削減に向けた活動</td></tr><tr><td>(2) 食育の推進に向けた活動</td></tr><tr><td>(3) 次世代の担い手を育成する活動</td></tr><tr><td>その他</td><td>(1) 地域課題の解決に取り組む活動</td></tr></table> <事業要件> ・補助対象事業終了年度以降の事業効果の継続性が認められるものであること。 ・県産農林水産物を活用した活動であること。 ・地域への波及効果に関する目標を設定したものであること。		地域 活性化	(1) 新商品開発に向けた活動	(2) ガストロノミーツーリズムの推進に向けた活動	地域の 持続 可能性	(1) フードロスの削減に向けた活動	(2) 食育の推進に向けた活動	(3) 次世代の担い手を育成する活動	その他	(1) 地域課題の解決に取り組む活動	当該事業に要する経費のうち、賃金、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料 補助率は、10分の10以内とする。 補助額は、200千円を上限とする。
地域 活性化	(1) 新商品開発に向けた活動										
	(2) ガストロノミーツーリズムの推進に向けた活動										
地域の 持続 可能性	(1) フードロスの削減に向けた活動										
	(2) 食育の推進に向けた活動										
	(3) 次世代の担い手を育成する活動										
その他	(1) 地域課題の解決に取り組む活動										